明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六五）　二
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）　三
○農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五五）　四
○農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同五六）　七
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三〇六）　八
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三〇七）　八
○無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件（同三〇八）　一六
○人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣が不合理であると認める場合の電波の強度の値を定める件（同三〇九）　一九
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四四九）　二〇
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同四五〇～四五二）　二六
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令別表第一の一かじき等流し網漁業の項第三号の農林水産大臣が定める線を定める件（農林水産一四七一）　三
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第五条第四項の規定に基づき、申請書の様式を定める件の一部を改正する件（同一四七二）
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件の一部を改正する件（同一四七三）
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業二二三）

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一七（平成二十九）年四～六月期）（内閣府）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十八事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　五九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七三
会社その他
会社決算公告　七五